

NewsLetter



Aoyama
Sogo
Accounting Firm

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.37 2024.9.30

CEO's Column

ASAグループはDe-vrandを いたします

みなさま、いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。1999年よりスタートした私たちASAグループも25年が経過いたしました。常に私たちを支えてくださるすべての皆様に感謝申し上げます。いつもありがとうございます。

会計事務所としてスタートした私たちはこの投資ファンド業界において徐々にサービス範囲を拡大して参りました。

長年のファンドヴィークルの事務受託機能の経験を活かして、さらに広く投資ファンド業界に貢献し、人財不足やデジタル化をはじめとする様々な課題の解決に挑んでいきたいと考えております。

まずは投資対象アセットのアンダーライティングから売却までのプロセスのレポートを一気通貫して行うことのできるシステムThéséus Data Lake(TDL)を開発するPeregrine社とのJV、ASA Platform株式会社をローンチし、2025年にかけて段階的に機能をアップグレードして参ります。これはシステムありきの仕組みではなく、まず情報の流れをシンプル化、スムーズ化するとともに、ASAグループの経験豊富なメンバーの人的サポートと合わせてサービス提供していきます。またレポートに関わるPM様やAM様のサポートを行える体制も整えております。

グローバルに、より多くのお客様の課題を解決していくためにブランドを進化させる、Develop Brand、名付けてDe-vrand といたしまして「ASAグループ」としてまいります。

Aoyama Sogo Accounting～東京・青山の地を発祥とする会計事務所～という初心を「ASA」の3文字にこめたブランド名です。これに伴い既存の会計事務所と税理士法人の社名を変更いたします。変更に伴う手続き等でご負担をおかけする皆様申し訳ありません。詳しくはASAグループのウェブサイトをご覧ください。*[詳細はこちら](#)

世界の資金の流れを滑らかに。
誰もが心躍る未来へ。

これを新しいASAグループの経営理念として進化してまいります。

今後も引き続き、より進化するASAグループにご期待ください。

代表取締役社長 栗国 正樹



NewsLetter



Aoyama
Sogo
Accounting Firm

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.37 2024.9.30

不動産マーケット情報

SPACについて

以前記事で取り上げた不動産小口化投資商品「みんな
で大家さん」ですが、8月19日に販売会社の「みんな
で大家さん販売」が、ロンドン株式市場で、SPAC（ス
パック）と呼ばれるスキームを通じ上場を果たしたと
の報道がありました（時価総額約80億円）。

SPAC（特別買収目的会社）とは何でしょう？ 簡単に
言うと「会社を買うために作られた空っぽの会
社」です。通常の事業活動を持たないSPACは、まず株
式市場に上場して資金を集め、その後、まだ上場して
いない企業を買収します。この買収が完了すると、買
収された企業は自動的に上場企業になります。つまり、
SPACは上場を希望する企業が、通常のIPO（新規株式
公開）よりも短い期間で、手間をかけずに上場できる
手段を提供します。投資家は、どの企業を買収される
かを知らずにお金を出しますが、買収後にその企業の
株主になります。

日本企業では、「ソフトバンク」が「ビジョンファン
ド」を通じて、さまざまなテクノロジー企業に投資す
る際の迅速な選択肢としてSPACを利用しています。ま
た、空飛ぶバイクや無人航空機（ドローン）技術を開
発している「A.I.I.テクノロジーズ」が2022年に
NASDAQ上場を果たしました。

プレスリリースによれば、「みんなで大家さん販売」
の親会社である「共生バンク」は、「みんなで大家さ
ん販売」の株式97.41%を、SPACである「Bowen
Fintech Plc」（上場後「MOH NIPPON PLC」に名前
を変更）の増資後株式資本の80.69%に相当する新株と



交換したとのことです（資本関係：「共生バンク」
→80.69%→「MOH NIPPON PLC」→97.41%→「み
んなで大家さん販売」）。今後は株式の売却や新規株
式発行によって市場から資金を集める方向かと推測さ
れます。

SPACは、特に2020年から2021年にかけて急成長しま
した。新興企業が迅速に上場できる手段として脚光を
浴び、米国を中心に多くの企業がこの方法を利用して
資金を集めたのですが、2022年以降、スポンサーの利
益相反、ターゲット企業の不透明性、パフォーマンス
低下といった理由からSPAC市場は急激に冷え込み、米
国証券取引委員会（SEC）による規制強化も進んでい
るとのことです。また、投資家の信頼低下によって今
後のSPACの利用減少の可能性も指摘されているよう
です。

ファンドサービス部 平井 茂

NewsLetter



Aoyama
Sogo
Accounting Firm

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.37 2024.9.30

会計税務トピック

投資事業有限責任組合の会計規則改正及び今後の影響について

この度、会計規則改正により「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則」が廃止され、「投資事業有限責任組合会計規則」が2023年12月5日から施行されており、実に四半世紀ぶりの会計規則の変更となります。この期間、投資を含む金融活動の国際化やIFRSをはじめとする会計基準における未上場株式の公正価値評価の導入等、投資環境や投資に係るディスクロージャー環境は大きく変化しました。また、2021年4月1日以後開始されている連結会計年度及び事業年度の期首から「時価の算定に関する会計基準」が適用されていたように、日本における会計基準においても資産評価の方法や開示は変化し続けています。

1.改正の概要

下記「頁及び項」は業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正についてになります。

①有責組合における財務報告の枠組みについて、有責組合会計規則第7条第2項等で時価の定義が明確化に伴い修正（第9頁）。

②有責組合会計規則に準拠した場合の時価評価について、有責組合会計規則第7条第2項等で時価の定義が明確化されたことに伴い記載を修正（第24項及び第24-2項）。

③投資事業有限責任組合契約に関する法律（有責法）に基づく財務諸表等に適用される財務報告の枠組みの受入可能性について、有責組合会計規則第7条第2項等で時価の定義が明確化されたことに伴い記載を修正（第58項）。

④現行の実務を踏まえ「査定」を「評価」に修正（第79項から第92項）。

⑤「投資資産時価評価準則にIPEVガイドラインを採用した場合の未公開株式の公正価値の見積りに係る監査上の留意事項」を第93-2項から第93-18項として追加。また、有責組合会計規則の文言と整合させるため「公正価値」を「時価」に修正。

2.改正時期及び今後の影響懸念

本改正は、原則として2024年10月1日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用されます。なお、今後10月以降提出する事業報告書の注記表の変更や、有責組合が投資する資産の評価については公正価値評価を原則しなければならないことについて懸念があるかと思われます。

一方で有責組合法では、有責組合会計規則に定めるとおり未公開株式を含めた投資の評価方法として時価評価が採用されたことに伴い、本実務指針において未実現損益を損益計算書に計上する方法を採用しております。しかし、株式に付すべき時価は市場価格のあるもののみとする金融商品会計基準と有責組合会計規則との間で時価概念の相違が生じることになります。また、金融商品会計基準ではその他有価証券に区分されたものは当該評価差額を貸借対照表の純資産の部に計上するため、有責組合会計規則と金融商品会計基準の双方の財務諸表を作成する場合には、一つの有責組合で異なる当期損益が算定される状況となり、今後の動向が注視されるものと思います。

ナレッジマネジメント室 矢口 弘樹

NewsLetter



Aoyama
Sogo
Accounting Firm

～ オルタナ投資の **今** を届けるマガジン～

Vol.37

2024.9.30

編集後記

9月1日は防災の日、関東大震災の教訓も込めて、1960年から制定され防災知識や防災意識を高めるために全国の自治体がこの日や周辺の日程で防災訓練などを行っています。この関東大震災後に帝都復興を指揮したのが、「後藤新平」という人物です。復興には、多額の国家予算も必要になるなか、多くの政治家の反対を押し切って今の東京の道路建設を進めたといいます。そんな後藤新平が残した言葉に、「財を遺すは下、事業を遺すは中、人を遺すは上なり」というものがあります。どの時代も、人財の育成というものは本当に真摯に向き合わなければいけない重要な課題です。

先日、当社代表の松澤とともにPrime Globalのメンバーとして香港のカンファレンスに参加してきましたが、やはりメンバーファームの中でも人材育成や人材発掘が重要なファクターになっているようでした。詳細はまた次回ご報告させていただきます。

Newsletter編集長 村田 淳

